

## 処 分 基 準

平成18年6月1日作成

法 令 等 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第25条第2項第2号
処 分 の 概 要	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・ 第5条(営業の停止の基準)
処 分 基 準	自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	交通部交通総務課安全指導第一係 (電話06-6943-1234 内線50321)
備 考	